

## 同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書

性の多様化は、少しずつ社会的に認知されています。我が国では、すでに同性のカップルが人生をともにし、結婚に相当する生活を営んでいる人もいます。しかし、「同性婚」がないため、ともに築いた財産の相続も「他人」と同じ扱いになってしまいます。また、ともに子どもを育てている同性カップルも存在し、大阪や愛知では同性カップルが養育里親となりましたが、法的にその子の「両親」にはなれません。

現行の法制度では、同性婚が想定されていません。政府も性的少数者への理解や配慮を積極的に呼びかけられ、施策を展開されていますが、同性婚については「憲法24条において想定していない」とし、「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」ということです。地方自治体では「パートナーシップ制度」による支援が広がりつつありますが、法制化を進めなければ解決できない問題が多くあるのが実情です。

社会的理解が進む下で、裁判所が同性カップルに関しても「不貞行為」を認定したり、政府が国際同性パートナーの海外退去命令を撤回するなど、事実婚と同様に扱う事例があらわれています。「検討していない」から「議論する」へと進むことが今、求められています。

よって、国におかれては、性的少数者も等しく社会で認められ、多様性が尊重される共生社会を実現するため、同性婚の法制化に関する議論を促進されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月16日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣